

神戸市会政務活動費の交付等に関する条例施行規則

〔平成13年3月30日〕
規則第68号

改正 平19. 6.29規則10、平24. 3.30規則64、平25. 2.28規則46、令5. 4.26規則1

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市会政務活動費の交付等に関する条例（平成13年3月条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査員に係る交付額)

第2条 条例第3条第2項本文に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる会派専属政務調査員（以下「政務調査員」という。）の当該月において配置されていた日数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 15日以上 34万円
- (2) 15日未満 17万円

2 前項の額の算定は、配置されている政務調査員（月の途中で政務調査員が交替した場合であっても、同項の算定との関係においては、これを1人とみなす。）ごとに行うものとする。

(加算の対象となる政務調査員の人数)

第3条 条例第3条第2項ただし書に規定する規則で定める人数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会派に所属する議員の数が5人以上10人未満である場合にあつては、1人
- (2) 会派に所属する議員の数が10人以上である場合にあつては、前号に掲げる政務調査員の人数に当該会派に所属する議員の数から5を控除した数を5で除して得られた数（1に満たない端数は、切り捨てる。）を加算した人数

(交付の手續)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、市長に対し、様式第1号による会派届により届け出なければならない。

2 前項の規定により届出を行った会派の代表者は、市長に対し、政務活動費の交付の申請を行うことができる。この場合において申請を行うときは、政務活動費の交付を受けようとする年度ごとに、当該年度の4月5日までに、様式第2号による神戸市会政務活動費交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、新たに会派を結成した会派の代表者は、会派結成後直ちに提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があつた場合において、政務活動費の交付を決定したときは、速やかに様式第3号による神戸市会政務活動費交付決定通知書により当該会派の代表者に通知するものとする。

第5条 前条第3項の規定により政務活動費の交付の決定の通知を受けた会派の代表者は、当該決定に係る事項又は同条第1項の規定による届出に係る事項に異動が生じたときは、市長に対し、直ちにその内容を書面により届け出なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の届出があった場合において政務活動費の交付の決定を変更するときについて準用する。

第6条 前2条の規定により政務活動費の交付の決定又は変更に係る決定を受けた会派の代表者は、市長に対し、政務活動費の交付を受ける月の初日（当該月が4月である場合にあっては、10日）までに様式第4号による神戸市会政務活動費請求書により請求しなければならない。ただし、当該期日までに請求することができない特別の事情があるときは、当該事情が解消した後速やかに請求しなければならない。

（施行細目の委任）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平19. 6.29規則10）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に交付を受けた政務調査費に係る収支報告書については、なお従前の例による。

附 則（平24. 3.30規則64）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25. 2.28規則46）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（会派届に係る経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市会政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）様式第1号による会派届により旧規則第4条第1項の規定に基づく届出がなされているときは、この規則による改正後の神戸市会政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）様式第1号による会派届により新規則第4条第1項の規定に基づく届出がなされているものとみなす。

（平成24年度の政務活動費に係る特例）

3 平成24年度に交付される政務活動費に係る新規則第4条第2項及び第6条の規定の適用については、新規則第4条第2項中「4月5日」とあるのは「3月5日」と、新規則第6条中「政務活動費の交付を受ける月の初日（当該月が4月である場合にあっては、10日）」とあるのは「平成25年3月8日」とする。

附 則（令5. 4.26規則1）

この規則は、令和5年4月30日から施行する。

会派届

年 月 日

神戸市長 宛

会派の代表者の氏名



神戸市会政務活動費の交付等に関する条例施行規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派の代表者の氏名
- 3 経理責任者の氏名
- 4 会派に所属する議員の氏名
- 5 会派専属政務調査員の氏名及び配置年月日

神戸市会政務活動費交付申請書

年 月 日

神戸市長 宛

会派の名称

会派の代表者の氏名

印

次のとおり 年度分の神戸市会政務活動費の交付を申請します。

記

1 申請額（年額）

		百万			千			円
--	--	----	--	--	---	--	--	---

2 申請額の算定基礎（(1) + (2)）

- (1) 神戸市会政務活動費の交付等 所属する議員の数
に関する条例第3条第1項に規
定する議員1人当たりの額

38万円 × 人 × 月 = 円

- (2) 神戸市会政務活動費の交付等
に関する条例施行規則第2条の
規定による額及びその算定経過

× 月 = 円

神戸市会政務活動費交付決定通知書

年 月 日

様

神戸市長



年度分の神戸市会政務活動費の交付を次のとおり決定したので、
通知します。

記

1 決定額

		百万			千			円
--	--	----	--	--	---	--	--	---

2 算定基礎

神戸市会政務活動費請求書

年 月 日

神戸市長 宛

会派の名称

会派の代表者の氏名

印

次のとおり 年 月分の神戸市会政務活動費を請求します。

記

1 請求額

	百万			千			円
--	----	--	--	---	--	--	---

2 請求額の算定基礎（(1) + (2)）

(1) 神戸市会政務活動費の交付等
に関する条例第3条第1項に規
定する議員1人当たりの額

所属する議員の数

38万円 × 人 = 円

(2) 神戸市会政務活動費の交付等
に関する条例施行規則第2条の
規定による額及びその算定経過

円